

税理士法人サム・ライズ
料金後納郵便
お客様と共に 走り続けるパートナー
ゆうメール

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・

おしどり通信

公士郎版 Vol.19



子供の頃、桃が好きで、大人になったら、お腹一杯食べたいと思っていた、**林公士郎**（こうじろう）です。9月と言えば、台風が多いシーズン。早め早めの対策して、怪我などしない様に気を付けて下さいねえ（〜）

北海道に行ってきました＼(^-^)/

と言っても、**狸小路**と言う所で、呑みただけですが…

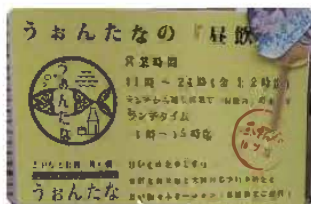
昼御飯と夜御飯は、お店を地元の知り合いが予約したのでそちらで待合せ。少し時間があつたので、狸小路を散策、なかなか長い商店街になります。お店を紹介（笑）



ナマコ屋さん（高級品は、高いですねえ）ピーヤホール（なかなか、お洒落です（笑））



狸小路のど真ん中を走る路線電車
お土産屋さんの巨大まりもと、熊のはく製（大迫力です（〜））
狸小路の守り神。ここにいるだけで、北海道満喫出来ました（笑）



お昼御飯の待合せのお店「**うおんたな**」さんに到着。うーん、よくよく看板を見ると「**昼飲み推奨のみせ店**」と書いてあります。

北海道では昼飲みの店が結構あるそうです。そして、1,500 円の飲み放題を 2 回初体験しました。やはりサッポロビールのお膝元、ビールや海鮮を沢山頂きました。どれも美味しかった!! 次に、夜御飯のジンギスカンのお店に。もうお腹一杯と思っていましたが…何故か美味しく頂いてしまいました。北海道、恐るべし（〜）

その後、ホテルにチェックインしてから、もう一軒約束しましたが、部屋のソファに座るなり寝てしまい、目が覚めると仲間から鬼の様な着信が履歴に残っていた事は言うまでもありません（〜）

次の日、観光している時間も無く札幌駅へ（駅ビルのキラキラな時計です）

札幌駅から新千歳空港駅への車窓（長閑です）



車内に目を向けると、見慣れないものが…何だろう？よく見ると、チケットホルダーと書いてありここに切符をおくそうです。いらんなあ（笑）



そして、新千歳空港に到着。お昼御飯の店を探していると、何と…1 年前に教えてもらった釧路の B 級グルメ、「**スパかつ**」を頂きました（〜）／



ナポリタンの上にドミグラスソースがかかったカツが乗っている恐ろしくしこい一品です。機会があれば挑戦してくださいねえ（〜）

くださいねえ（〜）

よく食べた 2 日間でした。羽田空港に到着、メールを見ると仕事の打合せあり、至急大宮にと…急いで大宮に向かいました（〜）

北海道地震 謹んでお見舞い申し上げます。

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新着町 1-2-13 川越ビル 2F A

TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-rlze.net URL: http://www.some-rlze.jp

発行編集責任者：林 亜由美

OSHIDORI MONTHLY COLUMN

STAFF 通信

私の部屋シリーズ

今月は、

小笠原 恵美の部屋



真っ黒に日焼けしても皮がむけない小笠原です。会う人々になぜそんなに黒いの???と不思議がられます。

葡萄狩りに行ってきました！

小笠原家は、狩りもの大好き家族です。イチゴ狩り、さくらんぼ狩り、桃狩り、そして、**オヤジ狩り**、、、失礼(*´艸`)

葡萄狩りは8月下旬から11月くらいなので、みんなに狩られてしまう前にと早々に行ってきた。場所は自宅から車でちょうど1時間くらいの所にあります。**「小松川レジャー農園」** in 秋父。



ここは、葡萄の他、シイタケ狩り、芋掘り、蕎麦打ち等も出来る農園です。到着早々葡萄狩りへ！この日食べ

られる葡萄は**ハニーシードレス**。

聞いたことない、巨峰を目当てに来たのに。。とポヤいたところ、受付のおばちゃんが、『今しか食べれない、期間限定な葡萄だよ。』と、

私は、限定！と言う言葉にとっても弱い。期間限定珍しい葡萄をお腹一杯食べる！元を取ってやる！と意気込みで、いざ！ブドウ畑へ！！。畑へ入った瞬間、サウナ状態のような暑さ！今年の夏は残暑もキツイ！！。行った当日の最高気温はなんと38度。畑はもっと暑い。ポツと立っているだけで、汗が目に入る。



とりあえず一房をもぎ取り頬張りましたが、正直葡萄の水分より、飲み物が欲しい。来たからには！といつもは欲張りな私も、この時ばかりは一房でギブアップ。暑さに負けた。。

葡萄狩りに来たのに、狩りをした時間10分。それで帰るのもつまらないので、涼しそうな流しそうめんを体験してみた。600円とリーズナブルな価格で、食べ放題。私は、限定の他に好きな言葉は『食べ放題』。

葡萄ではあえなくギブアップをしましたが、流しそうめんこそ元を取る！と鼻の穴を膨らましいざ会場へ。しかし思った以上になかなか箸が進まない。。私、そうめん余り好きではなかった事を思い出しました。小さな頃、夏休みの昼が毎日そうめんだった為、大人になる頃には、すっかり苦手な食べ物になっていました。今年に行った時期が悪すぎた。来年は

10月涼しい時期に葡萄を狩って、パーベキューもやっているのので次回はこちらを体験してみます。



小笠原恵美 (おがさわら えみ) プロフィール

1972年8月23日生まれ※46歳！

家族:3人※夫 私 娘

最近の悩み事:ダイエットしてるのに増えるのですが.....

趣味:ゴルフ※好きすぎて、毎日でも行きたい！

— INFORMATION —

10月開催セミナーのご案内

創業3年未満で売上3,000万円突破するための未来計画の作り方セミナー

日時：平成30年10月4日(木)

時間：14:30~17:00

会場：東新宿ボードルームB

お問合せ先：03-6457-6072

未来会計法人メイキット株式会社 担当：那須野

September

2018

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

9月1日は防災の日です。これからの季節は、台風などによる風水害が、多発する季節でもあります。自社の防災対策は十分かどうか、見直しをしてみてもいいかもしれません。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年9月号

■災害支援に
ふるさと納税制度が活用できます
災害義援金と“ふるさと納税”

■6月末に成立した
働き方改革関連法とは

■経済センサスからみる
業種別の付加価値率

■LINEの次に利用されている
SNSは？

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

災害支援にふるさと納税制度が活用できます 災害義援金と“ふるさと納税”

個人の方が災害義援金を送金した場合、一定の要件を満たせば、税務上“ふるさと納税”として、所得税と住民税の負担を減らすことができます。

■ 災害支援目的の“ふるさと納税”

災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村など、いわゆる“被災自治体”へ義援金を送金した場合、当該被災自治体に対する寄附金として、“ふるさと納税”の取扱いを受けることができます。

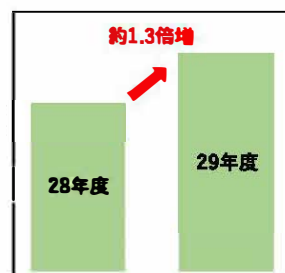
■ “ふるさと納税”の概要

“ふるさと納税”とは、個人が行った自治体への寄附のうち、上限はありますが原則として、2,000円を超える部分について、所得税あるいは住民税から控除してもらえる制度をいいます。ただし、原則として確定申告をする必要があります。



“ふるさと納税”の控除イメージを示すと、下図のとおりです。

ちなみに、平成30年7月6日付で公表された総務省の「ふるさと納税現況調査結果」によると、ふるさと納税の平成29年度の実績は、受入額が約3,653億円、納入件数が約1,730万件となり、ともに前年対比でおよそ1.3倍の伸びを示しています。

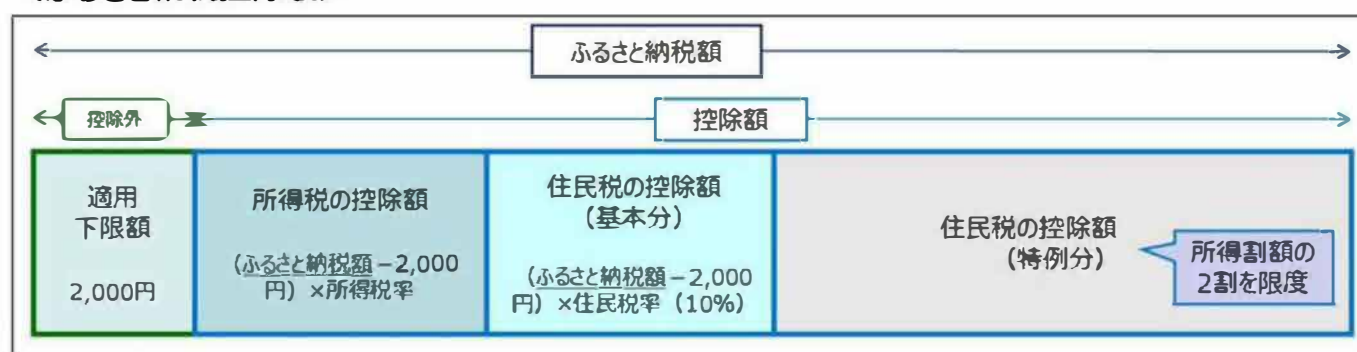


■ 平成30年7月豪雨にも適用

西日本を中心に広い範囲で被害に見舞われた平成30年7月豪雨では、被害の大きな地域に災害救助法が適用されました。災害救助法の適用を受けた災害については、先述の被災自治体へ直接義援金を送金する以外にも、日本赤十字社や中央共同募金会など、被災者の支援を行う募金団体が受け付ける義援金で、その全額が義援金分配委員会等を通じて被災自治体に配分され、最終的に被災住民へ届く一定の義援金についても、“ふるさと納税”として取扱われます。

このように、被災自治体へ直接寄附をしなくても、“ふるさと納税”制度を活用し、被災者支援を行うことができます。

<ふるさと納税控除額>



「ふるさと納税制度の概要」(総務省 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf)) をもとに作成

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

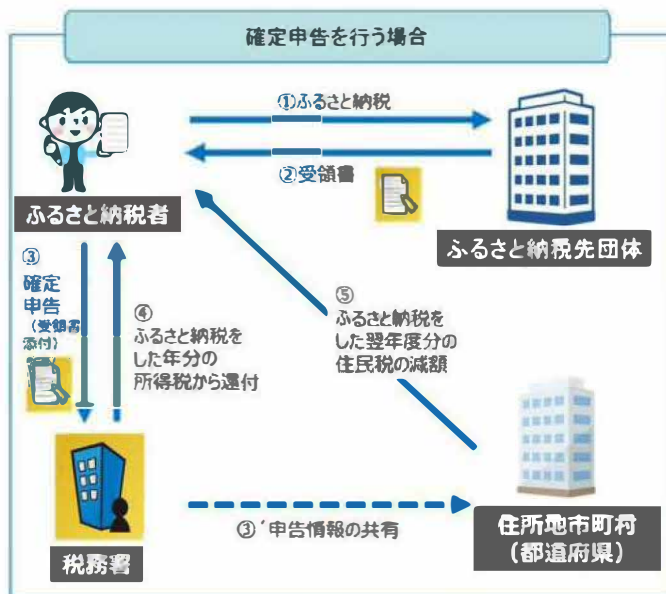
先述のとおり、「ふるさと納税」を利用するには、原則として確定申告をする必要があります。ただし、本来確定申告が不要なサラリーマンなどについては、わざわざ「ふるさと納税」をするためだけに確定申告を行わなくても、同様の効果が得られる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

確定申告を行う場合と「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合の手続きは、右図のとおりです。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できる注意点としては、先の要件の他、寄附先が5団体までとなっている点です。

また、実際に寄附をする際に一定の申請書を、寄附先へ提出しなければなりません。一定の事務手続きが必要な点にも注意しましょう。

これらの他、日本赤十字社や中央共同募金会などが募集する義援金の送金については、「ふるさと納税」に該当したとしても、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。この場合、「ふるさと納税」を利用するには、原則どおり確定申告をしなくてはなりません。また、確定申告をする場合には、同じ年に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。あわせて確定申告をする点にもご留意ください。



認定NPO法人等に支払う寄附金

上述の募金団体以外に、被災地の救援活動や被災者への救護活動など行っている認定NPO法人等の特定非営利活動事業に対する支援については、「認定NPO法人に対する寄附」として、所得税や住民税の負担を軽減することはできますが、「ふるさと納税」の取扱いはありません。

6月末に成立した 働き方改革関連法とは

平成30年の通常国会において、最重要法案として位置づけられた働き方改革関連法が遂に成立しました。今回の改正では、時間外労働の上限規制など、企業の労務管理に大きなインパクトを与える内容が含まれています。そこで、改正法の施行スケジュールと企業に求められる取組みを確認しておきましょう。

働き方改革関連法とは

今回成立した働き方改革関連法は、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法など8つの法律を一つにまとめた法律の総称です。この中から主要な実施項目と施行スケジュールをまとめると、下表のとおりとなります。

中小企業においては、一部の改正内容の施行が大企業よりも1年遅れとなるものがあることから、まずは施行日を確認し、対応を検討しましょう。

実務に影響を及ぼす改正内容

今回の改正内容のうち、実務で特に影響が大きいとされるものに、「時間外労働の上限規制の導入」があります。これに関して、次の3つの改正が実施されます。

- ①時間外労働の上限については、月45時間、年360時間（1年単位の変形労働時間制の場合、月42時間、年320時間）の限度時間以内とする（現在の告示事項を法律上の義務とする）。
- ②特別条項を締結する場合においても、上回るできない年間の時間外労働時間を年720時間とする。
- ③②の年720時間以内において、時間外労働時間を単月では100時間未満、2～6ヶ月平均では80時間以内（いずれも法定休日労働を含む）とする。

これにより、1年のうち、少なくとも6ヶ月については時間外労働を月45時間以内に収めなければ直ちに法律違反となります。そのため、慢性的に時間外労働が月45時間を超えている場合は、時間外労働の削減に向けた取組みをスタートさせましょう。

表 主要な実施項目と施行日のスケジュール

実施項目		2019/4	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4	2024/4
時間外労働の上限規制の導入	大企業	●	→	→	→	→	→
	中小企業		●	→	→	→	→
年次有給休暇5日の取得義務化	共通	●	→	→	→	→	→
フレックスタイム制度の見直し	共通	●	→	→	→	→	→
高度プロフェッショナル制度の創設	共通	●	→	→	→	→	→
医師面接制度の見直し／労働時間の把握強化	共通	●	→	→	→	→	→
月60時間超の時間外労働割増賃金率引上げ	中小企業					●	→
上限規制の適用猶予／除外の事業・業種見直し	共通						●
勤務間インターバル制度の導入（努力義務）	共通	●	→	→	→	→	→
同一労働同一賃金への対応	大企業		●	→	→	→	→
	中小企業			●	→	→	→

その他、「年次有給休暇（年休）5日の取得義務化」については、付与日から1年の間に最低5日の年休を取得することが求められます。従業員の中には年休を1日も取得しない人や取得できない人がいる企業もみられることから、まずは年休を取得しやすい雰囲気をつくる、会社で計画的付与を実施するなど、取得に向けた環境づくりが求められます。

経済センサスからみる 業種別の付加価値率

今年6月に平成28年経済センサス活動調査※の結果が発表されました。ここではその結果から、業種別に売上高や付加価値額の増減などをみていきます。

■ 売上高、付加価値額ともに増加

上記調査から、27年の売上高や付加価値額、付加価値率を業種別にまとめると下表のとおりです。27年の売上高は1624兆7143億円で、23年から21.7%の増加となりました。23年は消費税率が5%であったことから、単純な比較はできませんが、すべての業種で売上高が増加しました。

付加価値額は289兆5355億円で、23年よりも18.3%の増加です。医療、福祉を除くすべての業種で23年よりも高くなりました。

■ 付加価値率は全体では17.8%

売上高と付加価値額から付加価値率を求めると、全業種の合計では17.8%となりました。最も付加価値率が高いのは教育、学習支援業の47.0%でした。一方、最も低いのは卸売業、小売業の10.8%でした。また全業種の合計17.8%よりも低いのは、5業種となりました。

自社の付加価値率は同業種と比較して高いのか低いのか、比べてみてはいかがでしょうか。課題がみつかるかもしれません。

産業大分類別売上高と付加価値額、付加価値率

産業大分類	売上高				付加価値額				付加価値率
	27年 (百万円)	23年から の増減率 (%)	合計に占 める割合 (%)	1企業当たり 売上高 (万円)	27年 (百万円)	23年から の増減率 (%)	合計に占 める割合 (%)	1企業当たり 付加価値額 (万円)	
合計	1,624,714,253	21.7	100.0	46,206	289,535,520	18.3	100.0	8,074	17.8
農林漁業（個人経営を除く）	4,993,854	28.6	0.3	20,148	1,178,680	33.2	0.4	4,737	23.6
鉱業、採石業、砂利採取業	2,044,079	186.1	0.1	159,320	662,424	372.1	0.2	51,192	32.4
建設業	108,450,918	30.1	6.7	26,493	20,820,738	33.5	7.2	5,084	19.2
製造業	396,275,421	15.5	24.4	108,304	68,789,093	21.8	23.8	18,791	17.4
電気・ガス・熱供給・水道業	26,242,446	20.0	1.6	2,629,504	4,023,034	43.6	1.4	397,141	15.3
情報通信業	59,945,636	25.9	3.7	157,590	16,001,637	24.1	5.5	41,869	26.7
運輸業、郵便業	64,790,606	17.9	4.0	100,238	16,651,557	16.5	5.8	25,752	25.7
卸売業、小売業	500,794,256	20.6	30.8	63,024	54,163,341	19.0	18.7	6,814	10.8
金融業、保険業	125,130,273	9.8	7.7	460,190	19,153,183	3.4	6.6	70,022	15.3
不動産業、物品賃貸業	46,055,311	29.1	2.8	16,552	9,460,350	13.1	3.3	3,394	20.5
学術研究、専門・技術サービス業	41,501,702	43.6	2.6	23,937	15,164,318	41.9	5.2	8,718	36.5
宿泊業、飲食サービス業	25,481,491	27.5	1.6	5,709	9,604,077	30.3	3.3	2,151	37.7
生活関連サービス業、娯楽業	45,661	22.4	2.8	13,372	7,715,574	20.8	2.7	2,259	16.9
教育、学習支援業	15,410,056	10.7	0.9	14,573	7,246,425	9.8	2.5	6,847	47.0
医療、福祉	111,487,956	49.6	6.9	40,381	20,666,306	-14.4	7.1	7,481	18.5
複合サービス事業	9,595,527	28.4	0.6	171,379	3,783,665	60.5	1.3	67,493	39.4
サービス業（他に分類されないもの）	40,853,581	23.3	2.5	25,130	14,451,1	24.1	5.0	6,287	35.4

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より作成

※総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」

一部の事業所を除く、国内すべての事業所・企業を対象に28年に行われた調査です。売上高等は27年1年間の数字で、原則税込込みです。ここでの付加価値額は、次の計算式を用いています。

付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課

また、これらの数字は必要な数値が得られた企業を対象に集計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>

LINEの次に利用されているSNSは？

SNSというと、皆様はどのサービスを連想するでしょうか。ここでは、今年6月に消費者庁から発表された調査※の結果から、SNSの利用状況やサービスの種類別の利用割合などをみていきます。

■ SNSの利用割合は50%程度

上記調査結果によると、この1年間のSNSの利用頻度は回答者全体で、ほとんど毎日利用している割合が32.6%、毎日ではないが利用している割合が17.7%で、50.3%がSNSを利用しています。次に、ほとんど毎日利用している割合を年代別にまとめると、表1のとおりです。

【表1】年代別SNSをほとんど毎日利用している割合（%）

	男性	女性
15～19歳	73.0	77.7
20～29歳	70.0	86.3
30～39歳	49.7	68.1
40～49歳	38.2	53.3
50～59歳	27.8	34.8
60～69歳	8.5	10.0
70～79歳	2.8	3.0
80歳以上	1.2	1.6

消費者庁「平成29年度消費者意識基本調査」より作成

男性、女性ともに10～20代の利用割合が高く、70%を超えています。男性は30代以上に

なると、ほとんど毎日利用している割合が50%を下回ります。女性は50代以上で同様な傾向がみられます。

■ 最も利用されているのはLINE

次に、SNSを利用している人が最も利用しているサービスを年代別にまとめると、表2のとおりです。男女ともすべての年代で、LINEの利用割合が最も高くなりました。LINEの次に利用されているサービスは、男性は30代まではTwitter、40代以上はFacebookとなっています。女性は20代まではTwitterで、30代はInstagram、40～70代はFacebookとなりましたが、30代以降は2番目に高い利用率でも一桁となっており、LINEの利用率の高さが際立っているといえます。

自社のビジネスにSNSを利用する場合は、年代や性別から利用するSNSを選択することが重要です。

【表2】年代別最も利用しているSNS（%）

	LINE		Facebook		Twitter		Instagram		Snapchat		その他		無回答	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	78.5	67.4	-	0.8	17.8	21.7	3.7	10.1	-	-	-	-	-	-
20～29歳	77.7	71.6	4.0	2.1	15.4	17.8	2.8	8.5	-	-	-	-	-	-
30～39歳	72.2	84.8	8.3	4.4	15.0	4.4	3.4	6.1	-	-	1.1	0.3	-	-
40～49歳	81.5	88.2	10.4	5.9	3.1	3.1	3.4	2.6	-	-	1.1	0.2	0.6	-
50～59歳	74.2	91.3	15.8	3.3	5.8	2.7	1.7	2.1	-	-	2.1	0.6	0.4	-
60～69歳	79.3	88.5	13.1	5.1	2.1	3.2	2.1	0.6	-	0.6	2.8	1.3	0.7	-
70～79歳	76.7	71.1	16.3	8.9	2.3	4.4	-	4.4	-	-	4.7	4.4	-	6.7
80歳以上	37.5	80.0	25.0	-	12.5	-	12.5	20.0	-	-	12.5	-	-	-

消費者庁「平成29年度消費者意識基本調査」より作成

※消費者庁「平成29年度消費者意識基本調査」

全国の満15歳以上の日本国籍を有する10,000人を対象に、29年11月に行われた調査です。有効回収率は62.6%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。なお、SNSはSocial Networking Serviceの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと（総務省）をいいます。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/

STAFF 編集 後記

地震・雷・火事・おやし



今年の夏はほんと暑かったですね！台風も多くまだまだ気候に振り回されている感じです。台風は8月から9月にかけて多く、昭和34年9月には5,000人を超える死者行方不明を出した【伊勢湾台風】が上陸しました。台風は1年平均25個発生しています。そのうち上陸するのが平均2.7個だそうですが既に今年は3個上陸しています。大きな被害をもたらす台風ですが9/1は防災の日だったので改めて防災グッズ等を見直してはいかがでしょうか？

9月のテーマ

防災グッズ 備えているものは??

石田



1人暮らしのせいか、備えているものは、「水」しかありません。あと冷凍庫には、「白米」を常備しているので、季節によりますが、何日間かは生き延びれる気がします。しかし、こんな甘いことを言っただけだよね、と感じました。かんぱん買います！

小笠原



うちは防災リュックを2つ用意しています。またお水はウォーターサーバーを自宅に設置しているので、そのお水のストックが常時5箱あります。ただ、問題なのが食料の備蓄が全くないのです。カップ麺を数個購入しては夫が食べてしまうのです。これではいけないので、近いうち非常食を購入しておきたいと思います。

黒田



お恥ずかしながら何も用意してないです汗アパートに備え付けられている懐中電灯くらいでしょうか。。。起こるわけないと思って用意しておかないといざという時に大変なことになるので、これを機に保存食と水だけでも用意して置きます。

相蘇



何も備えておりません。冷蔵庫に梅干しがずっと保管しておりますが特にこれといってしていないので備えておりません。缶詰や保存食を備えていかなければと思いました。

瀬川



家族と色々な話はしますが、実際は水のストックのみです。その他にも色々ありますが【いざ】というときの準備が出来ていません…バラバラに置いてあるものを一か所にまとめるだけでも違うので、子供の分をメインにしっかり見直し&備えたいです。

東海林



何もしておりません！一時期は水や缶詰もありましたが、いつの間にか消費してました。家の近くの川が氾濫して、家の前の道路がひざ下ぐらいまでになったことがありました。台風や、大雨が怖いので、準備をしなくては…。

那須野



ありません！笑。お水くらいでしょうか。。。保育園の防災訓練がとてもしっかりとしてい、5歳の娘から「地震がきたら机の下に隠れるんだよ！」と教えてもらいました。私よりもとても頼りになります。ありがたや~~~~



来月号もお楽しみに！